

議案第50号

山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について

山辺広域行政事務組合同規約（平成2年4月1日奈良県指令地第1号）第16条の規定に基づき、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、議会の議決を求める。

平成25年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

## 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書

山辺広域行政事務組合同約（平成2年4月1日奈良県指令地第1号）第16条の規定に基づき、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について、次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この協議書は、山辺広域行政事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町（以下「組合市町村」という。）が事務の承継に必要な事項について定めることを目的とする。

### （公用文書）

第2条 組合が保有するふるさと市町村圏基金事業に関する文書は天理市が承継し、それ以外の文書は奈良県知事の許可の日から設立される奈良県広域消防組合（以下「広域消防」という。）が承継する。

### （歳計現金）

第3条 次の表の左欄に掲げる組合の歳計現金は、それぞれ同表の右欄に掲げる割合に応じて組合市町村が承継する。

予算科目	持分
一般会計の1款及び2款	平成25年度総務費分担金の割合
一般会計の3款、4款及び5款	平成24年度消防費基準財政需要額の割合
山辺広域振興基金特別会計	山辺広域振興基金の出資の割合

### （庁舎整備事業）

第4条 平成21年度から実施している天理消防署の整備事業及び旧庁舎解体撤去に関する事務は、広域消防が承継する。

### （庁舎等）

第5条 組合が無償貸与を受けている次の表の天理市所有の土地及び建物の使用については、広域消防が承継する。

区分	所在地
消防本部及び天理消防署敷地	天理市田井庄町4 8 1－ 5
天理消防署建設用地	天理市富堂町10－ 3
天理消防署東出張所敷地及び庁舎	天理市福住町4792－ 26 天理市福住町4791－ 18、4851の一部（90㎡）

(物品)

第6条 組合の物品会計に属する物品は、広域消防が承継する。

この協議書の成立を証するため本書5通を作成し、組合市町村の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

天理市長 南 佳 策

山添村長職務代理者

副村長 窪 田 政 倫

川西町長 上 田 直 朗

三宅町長 志 野 孝 光

田原本町長 寺 田 典 弘